

十和田市議会

災害等対応マニュアル

令和7年9月19日制定・施行

目 次

1. 目的	1
2. 基本方針	1
3. 市災害対策本部の設置基準（参考）	1
4. 職務代行順位	2
5. 対応基準等	2
6. 連絡体制	3
7. 議員の安否等確認	4
8. 議会及び議員の行動基準	5
9. 議会における災害等発生時の対応イメージ	10
10. 議会事務局への連絡手段順位	10

1. 目的

市議会は、唯一の議決機関として、常に市民の負託に応える役割を担っている。

市内で災害等が発生した場合において、市議会及び議員がどのような対応をすべきか共通の認識を持ち、迅速かつ適切な行動をとり、被害等の拡大防止を図ることを目的とする。

2. 基本方針

- 議会は、市災害対策本部、市感染症対策本部、それらに準じる組織（以下「市本部」という。）が災害等の対応に全力で専念し、応急活動等を円滑かつ迅速に実施できるよう、側面から必要な協力及び支援を行う。
- 議会は、災害等が発生した場合においても、議決機関としての議会機能の維持に努め、復旧・復興に向け、必要な議案を速やかに審議する。
- 議会は、市本部と連携・協力し、国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組を支援する。
- 議員は、地域の一員として地域における救援・復旧活動の協力・支援に努める。
- 議員は、市本部の災害対応等の妨げとならないよう、個別の要請は避け、必要に応じて、議長を通じ市本部へ要請する。
- 議長は、議会の災害対応等に関する事務を総括する。
- 議会は、本マニュアルを必要に応じて検証し、見直しが必要であると判断したときは、議会運営委員会の所管とし、必要な措置を講じるものとする。

3. 市災害対策本部の設置基準（参考）

災害種別	災害内容
地震	① 市内で震度6弱以上を観測し、発表されたとき ② 市内で震度5弱、5強を観測し、大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで、市長が必要と認めるとき
風水害等	次の基準に該当し、かつ、市長が全庁的対応の必要があると認めるとき ① 災害が市内に広域にわたり発生し、又は発生するおそれがあるとき ② 市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

4. 職務代行順位

災害等において、議長が不在のときの職務代行順位は次のとおりとする。

職務代行の対象者	職務代行の順位	
	第1順位	第2順位
議長	副議長	議会運営委員長

5. 対応基準等

議長は、次の基準に基づき、災害状況等の確認と所要の対応を行う。また、必要に応じて会派代表者会議を開催し、所要の対応を検討する。

基準	次の基準に該当し、かつ、議長が特にその対策又は防災の推進等を図る必要があると認めるとき ① 市本部が設置されたとき ② 自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザ等の感染症、大規模なテロ等で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合
統括者	議長
所掌事務	<ul style="list-style-type: none">➤ 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握➤ 市本部から入手した災害情報等の議員への伝達➤ 議員から提供される被災情報等の集約・議会内での共有及び市本部への提供➤ 市本部からの依頼事項への対応➤ 市本部への提案、提言及び要望等の調整➤ 国、県、関係機関等に対する要望活動の調整➤ 本会議、委員会等の開催や協議事項の調整➤ その他必要な事項

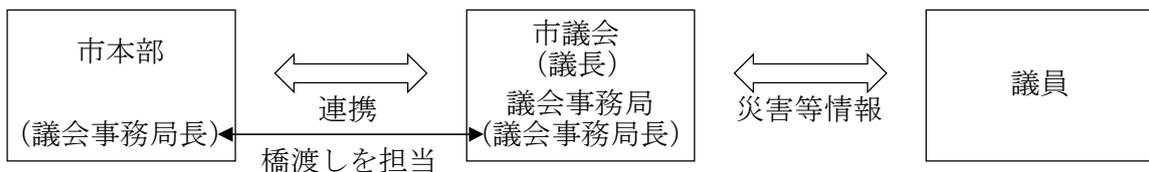
6. 連絡体制

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の情報を的確に把握することが前提となる。情報は市本部に集積されることから、市本部を通して情報を得ることが効率的である。

一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な情報が寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で、市の災害情報を補完するものとなる。

これらのことから、情報を的確に把握し災害対応に当たるためには、それぞれの情報を共有することが大切である。

そのためには、市本部と市議会において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要であるため、原則として次の図のように定める。



- ※ 議員からの市本部への情報提供、情報収集及び要望などは、市本部ができる限り災害対応に専念できるよう、議会事務局に集約し、議長から指示等を受けた市本部の本部員でもある議会事務局長を経由して、行うものとする。
- ※ 市本部からの情報提供については、議会事務局からラインワークスにより提供する。
- ※ 救助・救命に係る情報は、消防署へ緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、直接、関係機関へ連絡するとともに、議長へも連絡する。

7. 議員の安否等確認

災害時においても、議会がその機能を維持するためには、議事・議決機関を構成する議員自身の安全確保とその安否確認が不可欠であり、初動体制を迅速かつ的確にすることが、議会の機能維持にとって重要である。

通信手段はラインワークスを基本とすることとし、議員の安否等確認は、次のとおりとする。

<p>想定災害</p> <p>（地震、風水害等の災害）</p>	<p>議会事務局は、ラインワークスにより「安否の状況」、「現在の居場所」、「登庁の可否」等の確認を送信する。</p> <p>返信がない場合は、議会事務局から電話、FAX、メール等で確認を行う。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>議員は、議会事務局からの連絡に返信する。</p> <p>ラインワークスが使用できない場合は、電話、FAX、メールを使用する。</p> <p>通信回線の途絶や規制等により、上記の情報伝達手段が著しく制限された場合は、災害用伝言ダイヤルを活用する。</p>
<p>感染症等</p>	<p>議会事務局は、情勢に応じてラインワークスにより「健康状態」等の確認を送信する。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>議員は、議会事務局からの連絡に返信する。</p> <p>本人及び家族の健康状態を継続的に把握し、必要に応じて、議会事務局へ連絡する。</p>

8. 議会及び議員の行動基準

① 想定災害（地震、風水害等の災害）

想定災害（地震、風水害等の災害）の議会及び議員の行動については、時系列の段階が行動に移るための一つの目安とはなるものの、被害の大きさや発災の時間帯等によって進捗程度が異なることが想定される。

このため、特に混乱が起きやすい発災当日から概ね3日までの発災期、応急期（発災から概ね4～10日）と復旧期（発災から概ね11日以降）の3段階に分けて、基本的な対応の流れを整理することとし、次のとおりとする。

(1) 発災期（発災当日から概ね3日）

【会議開催中の場合】

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会議の休憩又は延会等の検討・実施 ➤ 災害対応の検討 ➤ 市本部との連携・協力 ➤ 会議の再開等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自身及び家族の安全確保 ➤ 地域の救援・復旧活動への協力・支援 ➤ 地域の被災状況等の情報を議会事務局に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 議会来庁者の避難誘導 ➤ 議員及び事務局職員の安否確認 ➤ 議会フロアなどの被災状況の確認 ➤ 市本部との連絡体制の確保 ➤ 関係情報の収集・整理、議員への発信

【会議非開催時の場合】

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害対応の検討 ➤ 市本部との連携・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自身及び家族の安全確保 ➤ 安否の状況等を議会事務局に連絡 ➤ 地域の救援・復旧活動への協力・支援 ➤ 地域の被災状況等の情報を議会事務局に伝達 ➤ 視察又は出張時は、速やかに帰市又は帰庁 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 議会来庁者の避難誘導（勤務時間外は議会事務局執務室への参集） ➤ 議員及び事務局職員の安否確認 ➤ 議会フロアなどの被災状況の確認 ➤ 市本部との連絡体制の確保 ➤ 関係情報の収集・整理、議員への発信

(2) 応急期（発災から概ね4～10日）

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市本部との連携・協力 ➤ 議員から提供された被災状況等の情報を市本部に提供 ➤ 今後の日程等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の救援・復旧活動への協力・支援 ➤ 地域の被災状況等の情報を議会事務局に伝達 ➤ 市本部からの災害対応状況等の情報を市民に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市本部との連携 ➤ 関係情報の収集・整理、議員への発信

(3) 復旧期（発災から概ね 11 日以降）

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市本部との連携・協力 ➤ 議員から提供された被災状況等の情報を市本部に提供 ➤ 国、県その他の関係機関への要望活動等の検討・実施 ➤ 必要な議案の審議 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の救援・復旧活動への協力・支援 ➤ 地域の被災状況等の情報を議会事務局に伝達 ➤ 市本部からの災害対応状況等の情報を市民に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市本部との連携 ➤ 関係情報の収集・整理、議員への発信

その他（火山等）の場合は、想定災害に準じるものとする。

② 感染症等

感染症等の議会及び議員の行動については、様々な要因によって左右されるため、発生早期と感染期の2段階に分けて、基本的な対応の流れを整理することとし、次のとおりとする。

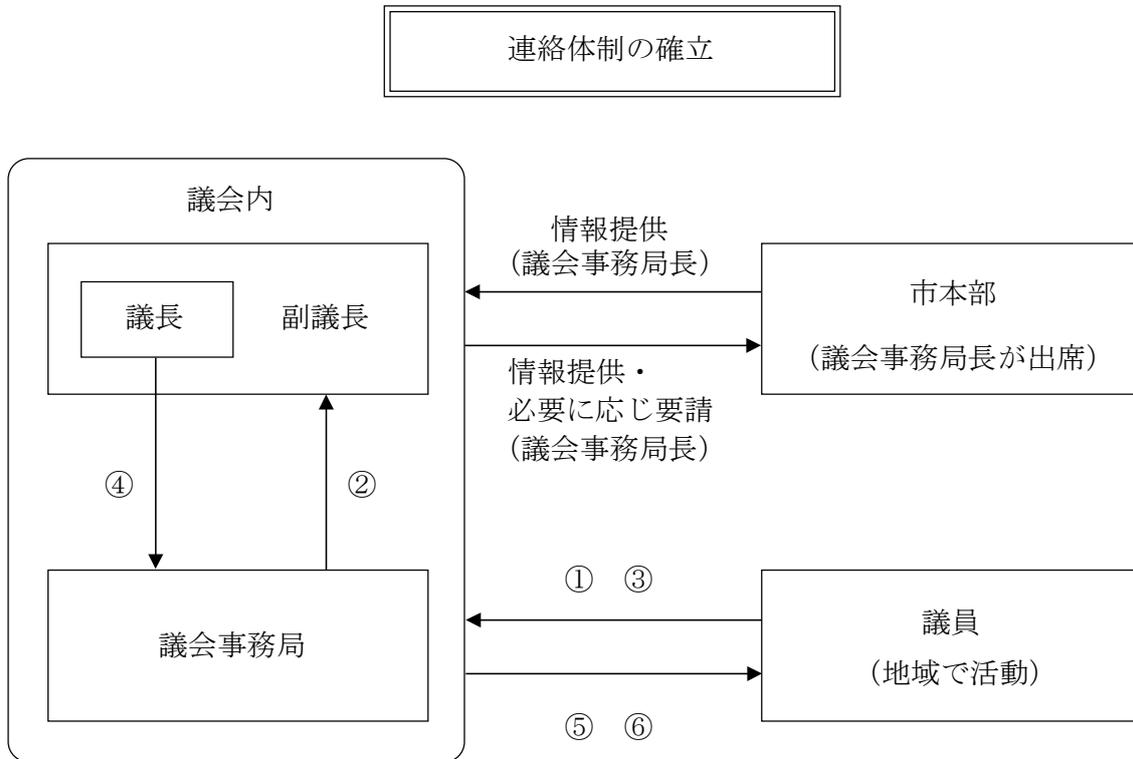
(1) 発生早期

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対策の検討 ➤ 市本部との連携・協力 ➤ 議員から提供された市民生活への影響等の情報を市本部に提供 ➤ 会議の運営方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自身及び家族の健康状態の確認 ➤ 感染が疑われる場合は、所定の機関に相談 ➤ 自身又は家族が罹患した場合は、疑いを含むは、議会事務局に連絡 ➤ 自身の感染等の予防を優先しつつ、市民の意向を収集 ➤ 地域の被害拡大等の情報を議会事務局に伝達 ➤ 市本部からの対応状況等の情報を市民に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 議員（家族を含む）及び事務局職員の健康状態の確認 ➤ 消毒液の確保など感染防止策の実施 ➤ 市本部との連絡体制の確保 ➤ 関係情報の収集・整理、議員への発信

(2) 感染期

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対策の実施 ➤ 市本部との連携・協力 ➤ 議員から提供された市民生活への影響等の情報を市本部に提供 ➤ 会議の運営方法の検討（オンライン会議の活用など） ➤ 国、県その他の関係機関への要望活動等の検討・実施 ➤ 必要な議案の審議 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自身及び家族の健康状態の確認 ➤ 感染が疑われる場合は、所定の機関に相談 ➤ 自身又は家族が罹患した場合は（疑いを含む）は、議会事務局に連絡 ➤ 自身の感染等の予防を優先しつつ、市民の意向を収集 ➤ 地域の被害拡大等の情報を議会事務局に伝達 ➤ 市本部からの対応状況等の情報を市民に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 議員（家族を含む）及び事務局職員の健康状態の確認 ➤ 消毒液の確保など感染防止策の実施 ➤ 市本部との連携 ➤ 関係情報の収集・整理、議員への発信

9. 議会における災害等発生時の対応イメージ



- ① 安否等情報を議長へ連絡
- ② 議長へ安否等情報、災害等情報を報告
- ③ 必要に応じ議長へ地域の被災情報、要請事項等を報告
- ④ 議員への災害情報提供の指示
- ⑤ 議員への災害情報の提供
- ⑥ 必要に応じた登庁指示

10. 議会事務局への連絡手段順位

- 1 ラインワークス
- 2 メール gikai@city.towada.lg.jp
- 3 FAX 0176-25-0726
- 4 電話 0176-51-6781
- 5 災害用伝言ダイヤル 171 (0176-51-6781)